

大山総合体育センター管理人求人情報

採用条件は、次のとおりとする。

| | | | | |
|--------|--|--|-------------------------------|---|
| 契約期間 | 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで 【但し、(一) から (一) までの期間を除く】 | | | |
| 勤務場所 | (採用直後) 大山総合体育センター | 雇用形態 | 非常勤・臨時 | |
| 業務内容 | (採用直後) 施設の管理業務(主に清掃業務) | 職名 | 管理人(清掃) | |
| 勤務時間等 | 勤務時間① | 8時30分 から 12時30分 まで 【うち休憩 0分】 | | |
| | 勤務時間② | — から — まで 【うち休憩 —分】 | | |
| | その他 | 3日/週 12時間/週 4時間/日 上記勤務時間、週勤務日数等を基準とした1ヵ月単位の変形労働時間制・交替制として、前月までに作成する勤務表に定める勤務時間(始業、終業時刻)による。 | | |
| 休日 | 協議の上、決定 | | | |
| 年次有給休暇 | 5日(*繰越分を除く) | 在職年数 | -年(年未満切上) | |
| 賃金等 | 賃金 | 勤務時間①日額3,800円 日額の場合は勤務時間①②以外の勤務時間の勤務時間日額 1円 場合は、上記時給単価に応じて支給する | 期末 勤勉 手当 | 無 |
| | 通勤手当 | 当協会の規程に従って後日通知します。(支給対象月に勤務実績があり距離が2km以上) | | |
| | 超過勤務手当の割増率 | ① 1日8時間以内かつ週40時間以内の勤務における超過勤務 ② ①を超える超過勤務 ③ 休日における②の超過勤務(*対象;週5日以上勤務者) | 100/100 125/100 135/100 | |
| | 賃金等の支払日 | (賃金) 当月分を、翌月の給与支給日に支払う (通勤手当・超過勤務手当) 当月分を、翌月の給与支給日に支払う ※給与支給日15日支払(15日が土日祝の場合は、前日以前の平日) | | |
| 支払方法 | 口座振込み | | | |
| その他 | 社会保険：無 雇用保険：無 労災保険：有 就業の場所：(変更の範囲)原則、採用直後と同様とし、変更の予定なし。 業務の内容：(変更の範囲)原則、採用直後と同様とし、変更の予定なし。 自己都合により途中退職する場合には、退職する1月前までに届け出ること。 服務にあたっては、法令及び規程等を遵守すること。昇給及び退職手当の支給なし。 契約の更新については、労働者の能力、勤務成績、態度等により判断する。 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口(事務局 管理係長 電話 432-1117) | | | |

○申込方法 電話(大山総合体育センター076-483-0059)にて、管理人応募を伝え、面接日を決定。